

議案第 23 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じ、選挙長等の報酬額を改正するため。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
 条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
 の整備に関する条例（令和元年石岡市条例第60号）の一部を次のように改正
 する。

第7条のうち石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関
 する条例（平成17年石岡市条例第49号）別表の改正規定中

「

選挙長	日額	10,600	副市長
	ただし、選挙会事務にあつては 1回につき 10,600		
投票所の投票管理者	日額	12,600	副市長
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100	副市長
開票管理者	1回の開票管理につき 10,600		副市長
投票所の投票立会人	日額	10,700	副市長
	ただし、投票立会従事時間7時 間未満のものにあつては 5,300		副市長
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500	副市長
	ただし、投票立会従事時間7時 間未満のものにあつては 4,700		副市長
開票立会人	1回の開票立会につき 8,800		副市長
選挙立会人	1回の選挙会立会につき 8,800		副市長

」

を

「

選挙長	日額	10,800	副市長
	ただし、選挙会事務にあつては 1回につき 10,800		
投票所の投票管理者	日額	12,800	副市長

期日前投票所の投票管理者	日額	11,300	副市長
開票管理者	1回の開票管理につき	10,800	副市長
投票所の投票立会人	日額	10,900	副市長
	ただし、投票立会従事時間7時間未満のものにあつては	5,400	副市長
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600	副市長
	ただし、投票立会従事時間7時間未満のものにあつては	4,800	副市長
開票立会人	1回の開票立会いにつき	8,900	副市長
選挙立会人	1回の選挙会立会いにつき	8,900	副市長

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。